

平成 22 年度 第 2 回 市川市地域自立支援協議会

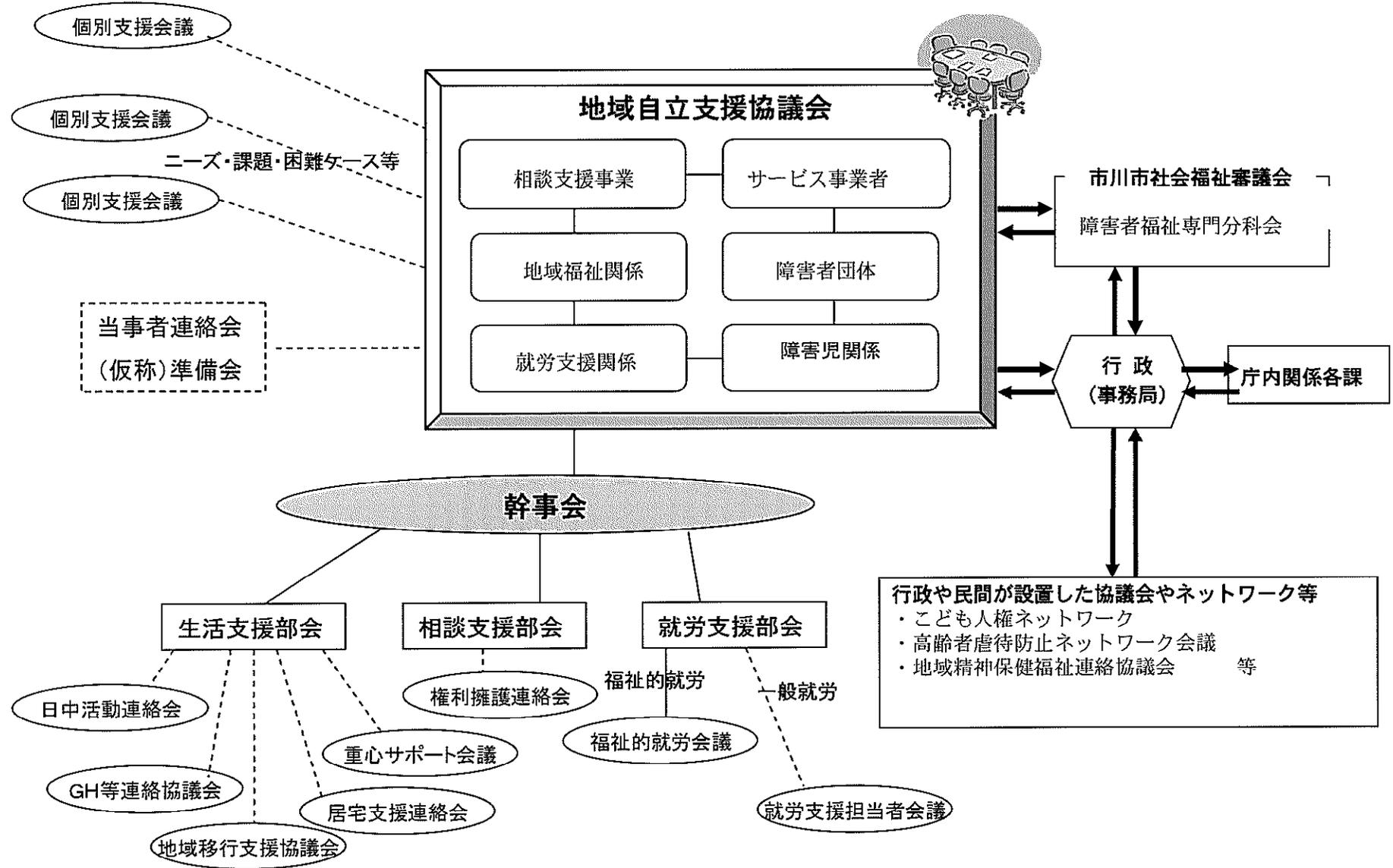
日 時：平成 22 年 7 月 22 日（木）
午前 10 時～

場 所：急病診療ふれあいセンター
2 階第 2 集会室

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 各専門部会からの報告
- 3 共通課題に関する検討
- 4 今後の進め方について
- 5 その他
- 6 閉会

市川市地域自立支援協議会の関係図



市川障害者権利擁護連絡会について

1. 会の目的

- (1) 障害のある当事者、家族が権利擁護や成年後見制度について学び、課題を共有する。
- (2) 市川市で障害のある人の権利擁護や成年後見制度利用支援のあり方を当事者、家族の立場から検討し、市や自立支援協議会をはじめとした仕組みづくりに反映させる。
- (3) 障害のある人たちの権利擁護や成年後見支援の活動に関わる啓発活動を行い、関わる専門職や市民の人材を養成する。

2. 会の構成メンバー（順不同）

- 松の木会
- 市川手をつなぐ親の会
- 千葉発達障害児・者親の会コスモ
- 市川市自閉症協会
- 市川市社会福祉協議会
- 市川市基幹型支援センターえくる
- 中核地域生活支援センターがじゅまる
- 市川市障害者支援課（オブザーバー）

3. 世話役の設置

- 松の木会（岡田、小川）
- 市川手をつなぐ親の会（浜本、竜円）
- 千葉発達障害児・者親の会コスモ（高村、大牟田）

4. 事務局

- 市川市基幹型支援センターえくる
- 中核地域生活支援センターがじゅまる

障害者の暮らしに活かそう

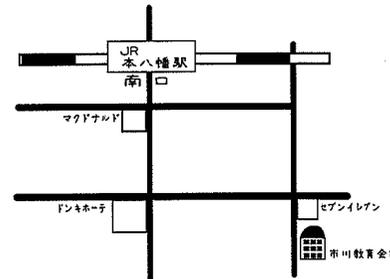
成年後見制度

精神障害

知的障害

発達障害

日時 平成22年 9月25日（土）
10時～15時
場所 市川市教育会館 多目的ホール
（本八幡駅 徒歩8分）



問題提起「それぞれの立場で困っていること」
講演「成年後見制度は地域の課題にどこまで応えられるのか」
講師 佐藤彰一氏
（弁護士、特定非営利活動法人PACガーディアンズ理事長）

シンポジウム「成年後見制度の仕組みづくりはどこまですすんでいるのか」
シンポジスト 市川市地域福祉支援課 ○○○○氏
市川市障害者支援課 ○○○○氏
市川市社会福祉協議会 山崎泰介氏

助言者 佐藤彰一氏
コーディネーター 朝比奈ミカ氏
（中核地域生活支援センターがじゅまる）

お問合せ・申込先 ○○○

就労支援担当者会議からの提案

平成 22 年 7 月 22 日（木）

1. 課題認識

就労移行支援事業者と就労支援センター「アクセス」、それに障害者支援課・施設課担当者により構成される就労支援担当者会議では、障害者の一般就労への移行を推進するためのより効率的な体制・ネットワークづくりをテーマに話し合いを重ねています。

今年度の大きな取り組みとしては、「アフターケアのあり方の検討」と「企業との交流」が挙げられています。これまで、アフターケアのあり方について議論を重ね、以下①②の通り一定の結論をとりまとめました。また、「ふくたん」との連携についても新たな課題ととらえ、就労支援部会での検討をしたいので、併せて報告します。

2. 今後の取り組みの提案

①訪問支援業務の仕分け：「職場巡回専任者」の委託

就労移行支援事業およびアクセスにおけるアフターケア業務のうち、50%以上を占めるのが訪問支援である（職場訪問及びジョブコーチ支援）。そこで、そのうち特段の個別介入を要しない「対象者の様子見」や「職場への御用聞き」程度のルーティーン的な訪問支援を「職場巡回」として切り分け、アクセスに専任の職員を配置して、定期的な巡回を実施する。これによって、重厚な個別支援の必要なケースとそうでないケースを振り分け、支援者の負担軽減をはかるとともに効率的な支援（問題が発生した場合には速やかに個別担当者につなぐことにより、早期発見・対応が可能になるメリットもある）を実現することができる。

②相談支援・生活支援との連携の検討

就労移行支援やアクセスを利用している方は、他のサービスを利用していない方も多く、結果的に就労移行支援事業者やアクセスが本人の生活相談や支援をも担っていることが多い。就労だけでなく、対象者の生活全体をマネジメントするケアマネジャー的存在が必要とされているが、支援の入り口の段階でまず本人が就労支援機関に足を運ぶことや、誰が（またはどの機関が）その役割を担うのかが明確でないことなどから、なかなかマネジメントにつなげることが難しい実情がある。就労支援事業者側からすれば、本人が就労支援機関に足を運ぶ前に、相談支援の窓口で生活全般のマネジメントをして欲しいという思いがある。この課題については、就労支援部会だけではなく、相談支援や生活支援とも共通する課題となるため、一体となった検討を希望したい。

また、これについて一定の整理をはかった上で、個別の職場定着支援について評価する仕組みの検討を進めたい。

③福祉的就労担当者会議（ふくたん）との連携

現在、就労支援担当者会議（しゅうたん）と「ふくたん」とは別々に会議を持ち、別々の取り組みを進めているが、お互いの取り組みについて共有できていない一方で、双方にまたがる課題（企業からのアプローチへの対応など）が現実にあらわれてきており、連携のあり方について早急に検討する必要に迫られている。

このため、お互いの現状を共有した上で、どのような連携のあり方が効果的か、就労支援部会を活用して検討を進めたい。

平成22年7月22日

市川市地域自立支援協議会
生活支援部会

生活支援部会 報告

今年度は、5/18、6/22、7/21の3回部会を開催しました。

日中活動連絡会、重心サポート会議、グループホーム連絡協議会、地域移行支援協議会、居宅支援連絡会の各会で話し合われていることを、全体の課題として共有し、市川市内の資源・サービス・仕組み等のニーズの抽出を行っています。

平成21年度の話し合いの中から、いくつかの共通する課題がみえてきたため、今年度はその課題に対して以下の具体的な取り組みを始めたところです。

1. 人材確保への取り組み

- 1) 千葉県福祉・介護人材確保対策事業により、担い手を増やすための講演会や現場での実習を企画（別紙参照）
- 2) 各会では、人材定着・スキルアップのための研修を予定

2. ニーズを把握するための取り組み

- 1) 日中活動連絡会、重心サポート会議では、アンケート調査により、障害をお持ちの方々の実態を数値化して明らかにしていく取り組みを進めている（別途報告）
- 2) 部会では、生活していく上での希望や困難さを、事例検討から共有する取り組みを始めている

1 潜在的有資格者等養成支援事業

(1) 実施主体

介護福祉士等養成施設、社会福祉協議会等の県が適当と認めた法人・団体

(2) 事業内容

ア 潜在的有資格者再就業支援研修

潜在的な介護福祉士、ホームヘルパー等の再就業を支援するための研修

イ 高齢者等参画支援研修

いわゆる「団塊の世代」や主婦層等の知識・能力を活かして、福祉・介護分野への参画を進めるための研修

ウ 福祉・介護サービスチャレンジ教室

地域住民に対し、福祉・介護サービスの意義や重要性を理解して、福祉ボランティア活動等に参加してもらうための研修

エ 障害者就労支援研修

福祉・介護分野への就労を希望する障害者の就労を支援するための研修

オ キャリアアップ支援研修

職員のOFF-JT（職場外訓練）を行うことが困難な事業所に従事する者のキャリアアップを支援するための研修

カ その他人材確保に資する研修として県が認めた研修

① 職場環境改善研修（経営者、施設長）

離職率の低い施設・事業所の職場環境づくり、人事管理のノウハウを他の施設等へ普及するための研修

② 介護職員リフレッシュ研修

同じ悩みを抱える職員が共に研修することにより、問題解決につなげるため、半年、1年、3年等各段階で直面する課題・ストレス等に対応した研修

(3) 補助単価

研修1回当たり

ア 潜在的有資格者再就業支援研修 780千円以内

イ 高齢者等参画支援研修 312千円以内

ウ 福祉・介護サービスチャレンジ教室 156千円以内

エ 障害者就労支援研修 468千円以内

オ キャリアアップ支援研修 468千円以内

カ その他人材確保に資する研修として県が認めた研修 156千円以内

※ 養成施設等以外に地域会場を借り上げて実施することが可能であり、この場合、研修1日当たり70千円以内を加算する。

(4) 対象経費

報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（食糧費、消耗品費、燃料費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金

(5) 注意事項

- ア 受講者募集にあたっては、市町村、各種団体等に協力要請を行い、受講者の確保に努める。
- イ 研修の目的、受講者のレベル等を勘案し実施日数を適宜設定し実施すること。
- ウ 施設・事業所の職員が各種研修会に参加するための受講費用等を直接的に給付するなど、単に事業者等の負担を軽減する事業は対象としない。
- エ 県福祉人材センター、ハローワーク等と連携し、受講者募集、就業の斡旋等について協力して行う。
- オ 潜在的有資格者再就業支援研修、高齢者等参画支援研修及び障害者就労支援研修について受講修了者の就労動向の把握を事業実施年度末まで行う。

2 複数事業所連携事業

(1) 実施主体

施設・事業所

(2) 事業内容

一定の要件を満たす5つ以上の事業所等(1ユニット)が連携し、共同により次の事業を実施した場合に、一定額を補助する。

ア 介護従事者等の職員確保のため、共同による求人活動、求人説明会等を行う事業

イ 学生募集のため、学校説明会、進路選択説明会等を行う事業

ウ 人材育成のため、合同研修、人事交流等を行う事業

エ その他福祉・介護人材の確保のため、県が適当と認めた事業

(3) 対象施設・事業所

ア 次の要件のいずれかを満たす施設・事業所が主として参加することとし、県が認めたものとする。

① 利用者の定員規模が、施設サービスで50人以下の施設、在宅サービスで20人以下の事業所

② 運営している施設・事業所の種類・数が単一である法人の施設・事業所

ただし、訪問介護事業所やデイサービスセンターなどの事業所(定員20人以下)が併設されている施設は対象。

③ 少額の繰越金のみ所有しており経営基盤が脆弱な施設・事業所

イ 「進路選択学生等支援事業」を実施していない社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の養成施設

ただし、「進路選択学生等支援事業」を実施している養成施設であっても、合同教員研修等「進路選択学生等支援事業」と内容が重複しない事業については対象とする。

(4) 補助単価

1ユニット(5事業所以上)当たり 694千円以内

※ 10事業所以上で1ユニットを形成する場合は、1,388千円以内

(5) その他

ア 本事業は、事業実施に必要な補助を行うものであり、備品購入、給与補填等は補助対象としない。

イ 事業実施の中心となる施設・事業所又は養成施設に対して補助金を一括交付する。

(6) 対象経費

報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(食糧費、消耗品費、燃料費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金

平成22年度 千葉県福祉・介護人材確保対策事業 実施事業者の募集

健康福祉指導課
TEL. 043-223-2606

県は、福祉・介護人材の確保を図るため、次に掲げる事業を実施する団体等を募集します。この事業は、県の補助事業です。

1 公募対象事業

- (1) 潜在的有資格者等養成支援事業 [WORD\(39.0KB\)](#) [PDF\(79.6KB\)](#)
(2) 複数事業所連携事業 [WORD\(33.5KB\)](#) [PDF\(66.2KB\)](#)

2 本募集の実施対象地域

- (1) 東葛飾地域(柏市・松戸市・流山市・我孫子市・野田市)
(2) 印旛地域(成田市・佐倉市・四街道市・八街市・印西市・白井市・富里市・印旛郡)
(3) 長生地域(茂原市・長生郡)
(4) 葛南地域(船橋市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・市川市・浦安市)
(5) 香取地域(香取市・香取郡)
(6) 海匝地域(銚子市・旭市・匝瑺市)
(7) 山武地域(東金市・山武市・山武郡)
(8) 夷隅地域(勝浦市・いすみ市・夷隅郡)
(9) 安房地域(館山市・鴨川市・南房総市・安房郡)
(10) 君津地域(木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市)
(11) 市原地域(市原市)
(12) 千葉地域(千葉市)

※ 全県、又は複数地域を対象とした事業も可とします。

3 事業実施期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日までの期間

※ 平成23年度についても実施する予定です。

4 応募資格

次の要件をすべて満たす法人格を有する団体とします。

- (1) 県内に事業所等を有すること。
(2) 福祉・介護の現状に精通し、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な組織・人員及び事務処理能力を有していること。
(3) 事業の遂行に必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
(4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
(5) 特定の公職者(候補者を含む)、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
(6) 暴力団でないこと、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

(7) その他当事業を実施するのにふさわしい団体であること。

5 応募方法等

(1) 提出書類

「事業提案書」

(潜在的有資格者等養成支援事業 様式1(WORD)(25.0KB) 様式1(PDF)(41.2KB))

(複数事業所連携事業

様式2-1・様式2-2(WORD)(41.5KB) 様式2-1・

様式2-2(PDF)(53.2KB))

「団体等の概要」 (任意様式)

「団体等の収支」 (任意様式)

「過去の実績」 (任意様式)

(2) 提出期限

平成22年12月28日(火)(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送

(4) 提出先

千葉県健康福祉部 健康福祉指導課 調整指導室

〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1(千葉県庁本庁舎13階)

6 実施事業者の決定

実施事業者は、提出された事業提案書等をもとに随時決定しますが、同種の事業が重複した場合等は、プレゼンテーションによる審査を実施したり、事業者間の連携による実施となることがあります。

なお、結果は、決定後速やかに通知します。

7 提出書類等の取扱いについて

(1) 提出された書類等は、返却しません。

(2) 採択された事業提案書等の著作権は千葉県に帰属します。

(3) 提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限ります。

(4) 事業提案書等の作成及び提出に対する報酬は、ないものとします。

【お問い合わせ先】

千葉県健康福祉部 健康福祉指導課 調整指導室

TEL. 043-223-2606

FAX. 043-222-6294

[先頭へ](#)

[\[千葉県TOP\]](#) [\[項目Index\]](#) [\[所属Index\]](#)

CHIBA PREFECTURE

潜在的有資格者等養成支援事業提案書（案）

団体名 市川市地域自立支援協議会 生活支援部会

所在地

TEL.

E-mail

研修名（※）	研修内容（具体的に）	実施期間・時間 ・回数等	実施場所	所要見込額（内訳）
イ 高齢者等参画支援事業 または、 ウ 福祉・介護サービスチャレンジ事業	障害者（知的・肢体不自由・視覚・聴覚・精神、等）の理解を促進し、障害者の地域生活を知っていただくための市民向け講演会の開催と現場での体験実習	・講演会 ○月 ・体験実習 各事業所と調整の上、 1日～1週間程度	l-linkルーム （各事業所）	156千円 講師謝金・旅費 50千円 実習受入協力費 100千円 印刷製本費 6千円
ア 潜在的有資格者再就業支援研修	障害福祉現場を知っていただき、医療・介護分野以外の働く場があることを知っていただくための講演会の開催と現場での体験実習	・講演会 ○月 ・体験実習 各事業所と調整の上、 1日～1週間程度	〃	260千円 講師謝金・旅費 50千円 実習受入協力費 200千円 印刷製本費 10千円
オ キャリアアップ支援研修	①医療的ケアについての研修会開催と体験実習	・講演会 ○月 ・体験実習 各事業所と調整の上、 1日～1週間程度	〃	310千円 講師謝金・旅費 100千円 実習受入協力費 200千円 印刷製本費 10千円
	②障害者ケアマネジメントを広めるための勉強会の開催	・勉強会○月 2日間	〃	60千円 講師謝金・旅費 50千円 印刷製本費 10千円

第1回 障害者団体連絡会（仮称）準備会 会議録（概要）

日時 平成22年6月21日（月）13:30～15:35

場所 市川市急病診療・ふれあいセンター2階 集会室

《事前送付資料》

- ・「障害者団体連絡会（仮称）準備会について」（開催の趣旨）
- ・資料1 市川市地域自立支援協議会の関係図

《当日配布資料》

- ・出席者名簿
- ・各団体からの紹介シート（16団体分）
- ・市川市障害者計画（実施計画）

出席者（順不同・敬称略）

《障害者団体》

中村（市川市身体障がい者福祉会）飯田・関口（市川市肢体不自由児者父母の会）武藤・富岡（なんなの会）平下・石井（千葉県中途失聴者・難聴者協会東葛南事務所）植野・広川・大下（市川市ろう者協会）瀬川（あじさいの会）平野（市川市自閉症協会）清水（そよ風の会）福岡・小川（松の木会）田中（げんき会）小杉（千葉県重症心身障害児（者）を守る会市川市分会）脇坂（コスモ市川グループ）絹川・神野（市川たんぽぽの会）飯作・三田（市川市視覚障害者福祉会）前川・堀（視覚障害者家庭生活研究会）菅野（にじの会）村山・鶴岡（手をつなぐ親の会）

《地域自立支援協議会委員》

朝比奈、松尾、酒井、三浦、磯部、林、内野、東郷、伊藤、柴田、山崎、稲原、長坂

《事務局（障害者支援課）》

横井、中川、木塚、中里、座間、池澤

＜次第と内容＞

1. 開会あいさつ

地域自立支援協議会 山崎会長

障害者支援課 横井課長

2. オリエンテーション（事務局）

事前送付した資料に基づいて、この会議の開催に至った経緯・会議の目的（趣旨）・自立支援協議会や市との関係・何を話し合う（予定）か、について説明。

3. 自立支援協議会委員・事務局の自己紹介

質問）自立支援協議会委員はそれぞれどういう立場なのか。備考に書いてほしい。

事務局）後日文書で作成し、送ります。

4. 各団体の自己紹介と「困っていること・望んでいること」について報告

各団体より、団体紹介シートに基づいて報告。「肢体不自由児者父母の会」は紹介シートではなく、下記の通り口頭での報告となった。

「会員33名。肢体不自由、知的障害、医療的ケアの必要な方々の会。市川市は在宅者を出さ

ないという方針で通所・通園・通学など協力を得ている。医療的ケアのある通所事業やリハビリなど新たに実現したこともある。毎月役員会で、悩みや要望など話し合っている。会の活動は親睦会や施設見学、会議への参加など。子どもを安心して預かってもらえるところが市内に無いので、重心サポート会議という場で話し合いを進めている。市内に短期入所・一時預かり・入浴サービスなどできる施設を望んでいる。また歯科についても千葉まで行かないといけないので、船橋のさざんかのような歯科があると良い。」

5. 意見交換

○自立支援協議会の位置づけはどうか。障害者の枠は3つしかないが、委員はずっと固定なのか。当事者の意見をダイレクトに聞いてもらう場は大事だと思う。交代で協議会に出席するとか、枠を広げるとかできないのか。柔軟な運用を考えてほしい。→この場では結論は出せない。(支援協)支援協では当初からこういう場を設置するように要望していた。一方で全ての当事者の参加は困難。どうすれば多様な意見を伝えられるかを考えたい。図にもあるとおり、協議会周辺には多くの連絡会や勉強会などがやわらかくつながって、意見を集約する仕組みを整えつつある。

○ここで意見を集約する方法は継続しながらも、交代で協議会に入るようにしたほうがダイレクトに意見が反映できると思う。→今後検討したい。

○自立支援協議会委員の選定基準はどうか。→基準があったと思うが、はっきり覚えていない。これでいいとは思っていないので、こういう場を持って皆さんの意見を伺って考えていきたい。

6. 次回について

次回は8月開催を予定(日時・場所は未定)。内容は、今年度改定作業を進めている「市川市障害者計画(実施計画)」について、団体の皆さんの意見を伺いたい。

< その他の協議題 資料 >

別紙様式1

平成22年度「特別支援教育総合推進事業
(特別支援教育の体制整備の推進)」実施計画書

都道府県名 (千葉県)
市川市

1. 各都道府県における特別支援教育推進状況の概観

<市川市>

市立小・中学校55校中50校で個別の指導計画が作成され、各学校の実情に応じて特別支援教育を推進している。平成22年4月からは、個別の教育支援計画の様式を市として統一し、名称を「市川スマイルプラン」として作成を始める。

各学校では、県の特別支援アドバイザー、市の巡回指導職員、特別支援学校の地域支援等を活用している。

また、児童生徒増による過密化解消や長時間通学による心身の負担軽減を図るために、特別支援学級等の計画的な設置を検討している。

2. 平成22年度の推進の重点内容

<市川市>

- ・「市川スマイルプラン」(市川市 個別の教育支援計画)の作成を進める。特に、特別支援学級等の児童生徒について重点的に進めていく。
- ・個別の指導計画に基づいた指導・支援の充実を図る。巡回指導や学校訪問の際に重点的に進めていく。

3. 実施体制の概要

<市川市>

(1) 特別支援連携協議会の設置

① 構成

NO	区 分	所 属 ・ 職 名	備 考
1	教育委員会関係	市川市教育委員会指導課長	
2	教育委員会関係	市川市教育委員会指導課	
3	教育委員会関係	市川市巡回指導職員	
4	教育委員会関係	市川市教育委員会義務教育課	
5	教育委員会関係	市川市教育委員会保健体育課	
6	教育委員会関係	市川市教育委員会教育センター	
7	教育委員会関係	市川市教育委員会教育政策課	
8	教育委員会関係	市川市教育委員会就学支援課	
9	学識経験者(予定)		
10	保護者(予定)	市川市手をつなぐ育成会	
11	保護者(予定)	日本自閉症協会	
12	保護者(予定)	千葉県LD児・者親の会「コスモ」	
13	保護者(予定)	肢体不自由親の会	
14	関係機関	市川市発達支援課	
15	関係機関	市川市保健センター	
16	関係機関	市川市保健センター(南行徳)	

17	関係機関	市川市子育て支援課	
18	関係機関	市川市保育課	
19	関係機関	市川市障害者支援課	
20	関係機関	市川市立保育園	
21	関係機関(予定)	児童相談所	
22	関係機関(予定)	国府台病院医師	
23	関係機関(予定)	アクセス	
24	関係機関(予定)	がじゅまる	
25	学校関係	高校	コーディネーター
26	学校関係	市川市特別支援教育研究連盟理事長	
27	学校関係	市川市特別支援学級設置校校長 会長	
28	学校関係	須和田の丘支援学校校長	
29	学校関係	県立市川特別支援学校	コーディネーター
30	学校関係	県立船橋特別支援学校	コーディネーター
31	学校関係	市立須和田の丘支援学校	コーディネーター
32	学校関係	市川市小学校知的障害学級担当	
33	学校関係	市川市中学校知的障害学級担当	
34	学校関係	市川市聴覚・言語担当	
35	学校関係	市川市情緒等担当	
36	学校関係	小学校コーディネーター	
37	学校関係	中学校コーディネーター	
38	学校関係	市川市立幼稚園	

② 概要

- 第1回 6月 関係課会議
- 第2回 10月
- 第3回 2月

(2) 専門家チームの設置

市川市巡回指導職員を公立小・中学校に派遣し教職員に対して指導支援を行うため、設置予定なし。(幼稚園は統合教育相談員が巡回)

(3) 巡回相談の実施

市川市巡回指導職員を公立小・中学校に派遣し教職員に対して指導支援を行うため、設置予定なし。(幼稚園は統合教育相談員が巡回)